

報道関係各位

件 名 飯能市行政機構の改正について**1 概 要**

第5次飯能市総合振興計画を着実に推進するとともに、市長公約を実現するため、行政機構の見直しを行うものです。

2 内 容**(1) 市民生活部（市民協働推進課の名称変更）**

市民との対話を重視し、協働によるまちづくりに継続的に取り組んでいくとともに、コロナ禍や高齢化の進展などにより地域コミュニティが希薄化し、自治会活動に対する関心が低下する中、改めてコミュニティづくり、自治会活動に対する機運・関心を高め、住みよい地域づくりを進めるため、「市民協働推進課」を「自治振興課」に名称変更します。

(2) 産業環境部（産業環境部、観光・エコツーリズム推進課及び資源循環推進課の名称変更、ふるさと納税課と産業振興課の統合）

環境にやさしいまちづくり、環境基本計画の着実な推進を図るとともに、コロナ禍や物価高騰などにより大きな影響を受けている地域経済を活性化し、地域産業の一層の振興を図るため、「産業環境部」を「環境経済部」に名称変更します。

ふるさと納税の取組の勢い、築いてきた事業者等とのつながりを継続し、地域産業の振興につなげるとともに、担当編成を柔軟かつ容易にし効果的に業務を進めるため、ふるさと納税課と産業振興課を統合し、「産業振興課」とします。

全ての課において施策を進めていくことが前提であることから、敢えて推進という文言を外し、簡潔で分かりやすい名称とするため「観光・エコツーリズム推進課」を「観光・エコツーリズム課」に、市民目線に立ち、市民に親しみやすい名称として「資源循環推進課」を「クリーンセンター」に変更します。

(3) 農林部（森林づくり推進課の名称変更）

全ての課において施策を進めていくことが前提であることから、敢えて推進という文言を外し、簡潔で分かりやすい名称とするため「森林づくり推進課」を「森林づくり課」に変更します。

(4) 福祉子ども部（福祉部とこども支援部に分割）

「福祉子ども部」を再編し、『こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こども及びこどものある家庭の福祉の増進、保健の向上等の支援並びにこどもの権利利益の擁護』という、こども家庭庁の設置趣旨を踏まえ、国、県と連携を図りながら、子ども施策を推進する体制として、子どもの支援、子どもの居場所づくり、子育て家庭の支援等を全庁的に進めるための「こども支援部」を設置するとともに、高齢者、障害者などへの重層的支援体制の強化、地域共生社会の実現を図るため、「福祉部」を設置します。

なお、福祉事務所が2つの部にまたがることから、福祉事務所長については、福祉部を所管する福祉事務所長、こども支援部を所管する福祉事務所長の2人体制とします。

ア 福祉部の新設（地域・生活福祉課の再編、障害福祉課及び介護福祉課の設置）

福祉部には、人々が住み慣れた地域で安心して暮らし、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組めるよう、重層的支援体制の構築・強化を図るために「地域・生活福祉課」を再編し、「地域福祉課」と「生活福祉課」を設置するとともに、「障害福祉課」、「介護福祉課」を設置します。

イ こども支援部の新設（こども支援課、保育課及びこども施設課の設置）

子どもへの支援について全庁的に進める司令塔の役割を担うこども支援部には、児童手当、児童扶養手当の支給のほか、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを統括する「こども支援課」、公立保育所の運営、認定こども園等を支援する「保育課」、放課後児童クラブの待機児童対策及び基準超過の是正などに取り組むとともに、児童館、児童センターなどを所管する「こども施設課」を設置します。

(5) 健康推進部（医療管理課の設置、健康づくり支援課の名称変更及び新型コロナウイルスワクチン接種対策室の統合）

山間地域における地域医療を担う診療所等を適切に運営していくとともに、今後の山間地域における市立診療所等の在り方を検討していくため、「医療政策室」を「医療管理課」として設置します。

健康づくり支援課については、国の動向等を鑑み、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の業務を統合するとともに、市民目線に立ち、市民に親しみやすい名称として「保健センター」に変更します。

- (6) 建設部（移住支援室の統合、道路公園課の再編、街路整備推進課の名称変更）

移住支援室について、中心市街地まちづくりビジョンの実現、今後策定する立地適正化計画も含め、都市計画と移住支援を一体的に進めていくため、都市計画課に統合します。

市道及び橋りょうの建設改良及び維持管理並びに公園整備などを担ってきた「道路公園課」を再編し、維持管理への市民要望等に対して、一層迅速に取り組むため、市道、橋りょうの建設改良を進める「道路建設課」、市道の維持管理、公園整備を担当する「維持公園課」を設置します。

全ての課において施策を進めていくことが前提であることから、敢えて推進という文言を外し、簡潔で分かりやすい名称とするため「街路整備推進課」を「街路整備課」に変更します。

- (7) 部課（課内室は除く）の数について

令和5年度 1 1 部 5 1 課 ⇒ 令和6年度 1 2 部 5 4 課

- (8) 改正時期

令和6年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

担当者	企画課長	利根川	忠宏
連絡先	Tel042-973-3323（直通）		